

第1章 計画の改定にあたって

1 計画改定の趣旨

本市では、平成26年3月に、障害者基本法第11条第3項における「市町村障害者計画」に位置づけられる計画として、平成26（2014）年度から平成35（2023）年度までを計画期間とする「西東京市障害者基本計画」を策定しました。同計画は中間年である平成30年度に、計画の見直し（改定）を行うことを計画策定当初より予定していました。

この度、平成30年度に同計画の中間年を迎えたことから、当初予定していたとおり、近年の障害者福祉に関する動向も踏まえ、計画の一部改定を行い、後半5年間の「西東京市障害者基本計画」を策定しました。

【障害者基本法 第11条第3項】

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

本計画では、国の「第4次障害者基本計画」、東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」に示されている基本理念や考え方を踏まえ、以下の基本理念を掲げています。

【西東京市障害者基本計画の基本理念】

障害のある人が、その生涯にわたって、
個人としての尊厳が守られ、主体的にいきいきと活動し、
住み慣れた地域の中で安心して生活できるまちづくりを進めます。

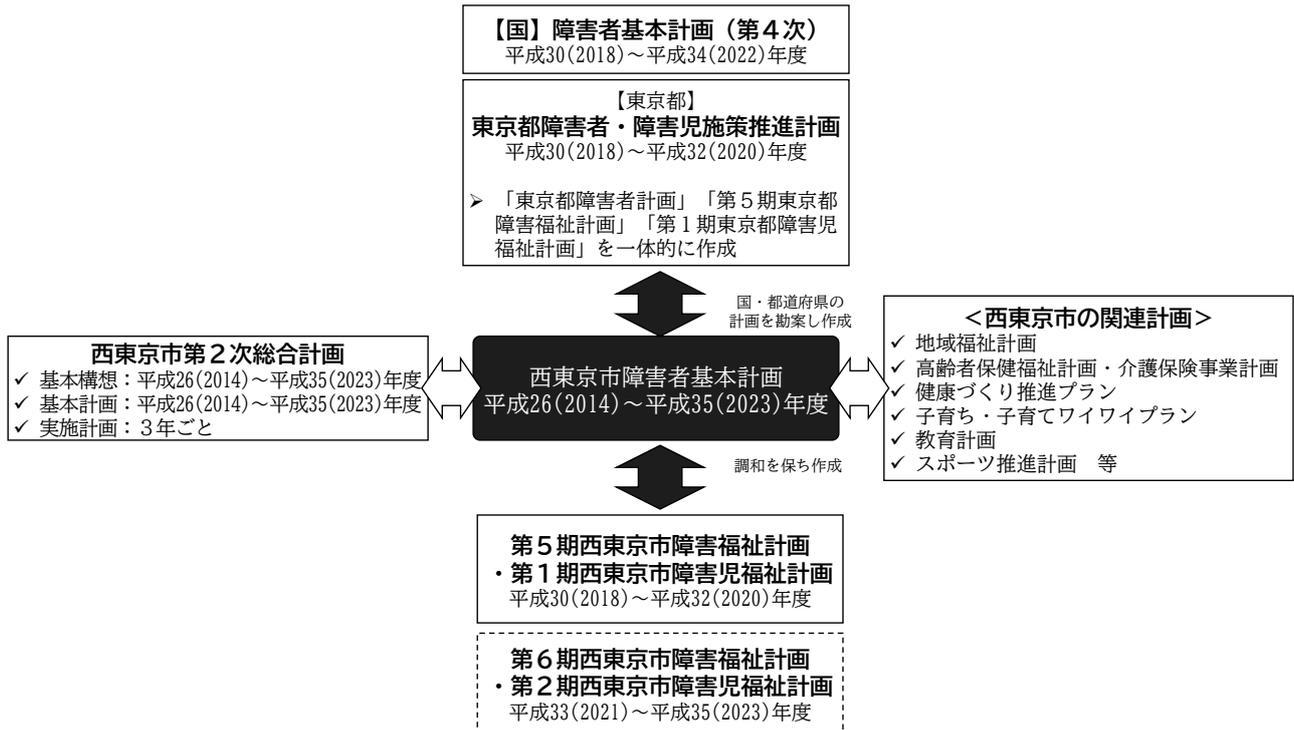
2 障害者基本計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に基づく計画で、障害のある人のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の計画です。また、障害者総合支援法に基づいて策定している「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」（平成30（2018）年度～平成32（2020）年度）とは、調和を保って作成しています。なお、2020年度には、障害者総合支援法に基づいて、2021年度から2023年度までを計画期間とする「第6期西東京市障害福祉計画・第2期西東京市障害児福祉計画」を策定しますが、その際にも、本計画の基本的な考え方等を踏まえて実施する予定です。

また、本計画は「西東京市総合計画」をはじめ、「西東京市地域福祉計画」「西東京市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「健康づくり推進プラン」「子育て・子育てワイワイプラン」などの関連計画とも連携を図りながら、施策・事業を進めていきます。

第1章 計画の改定にあたって

◆ 障害者基本計画の位置づけ ◆

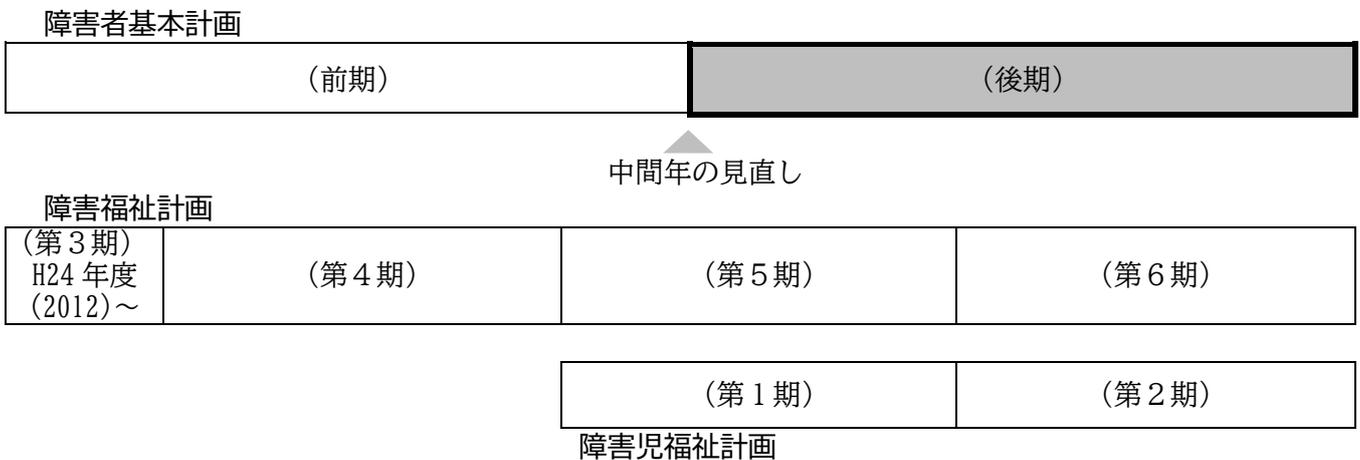


3 計画の期間

後半5年間の計画期間は、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までです。

◆ 障害者基本計画の計画期間 ◆

平成 26 (2014) 年度	平成 27 (2015) 年度	平成 28 (2016) 年度	平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	平成 31 (2019) 年度	平成 32 (2020) 年度	平成 33 (2021) 年度	平成 34 (2022) 年度	平成 35 (2023) 年度
-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

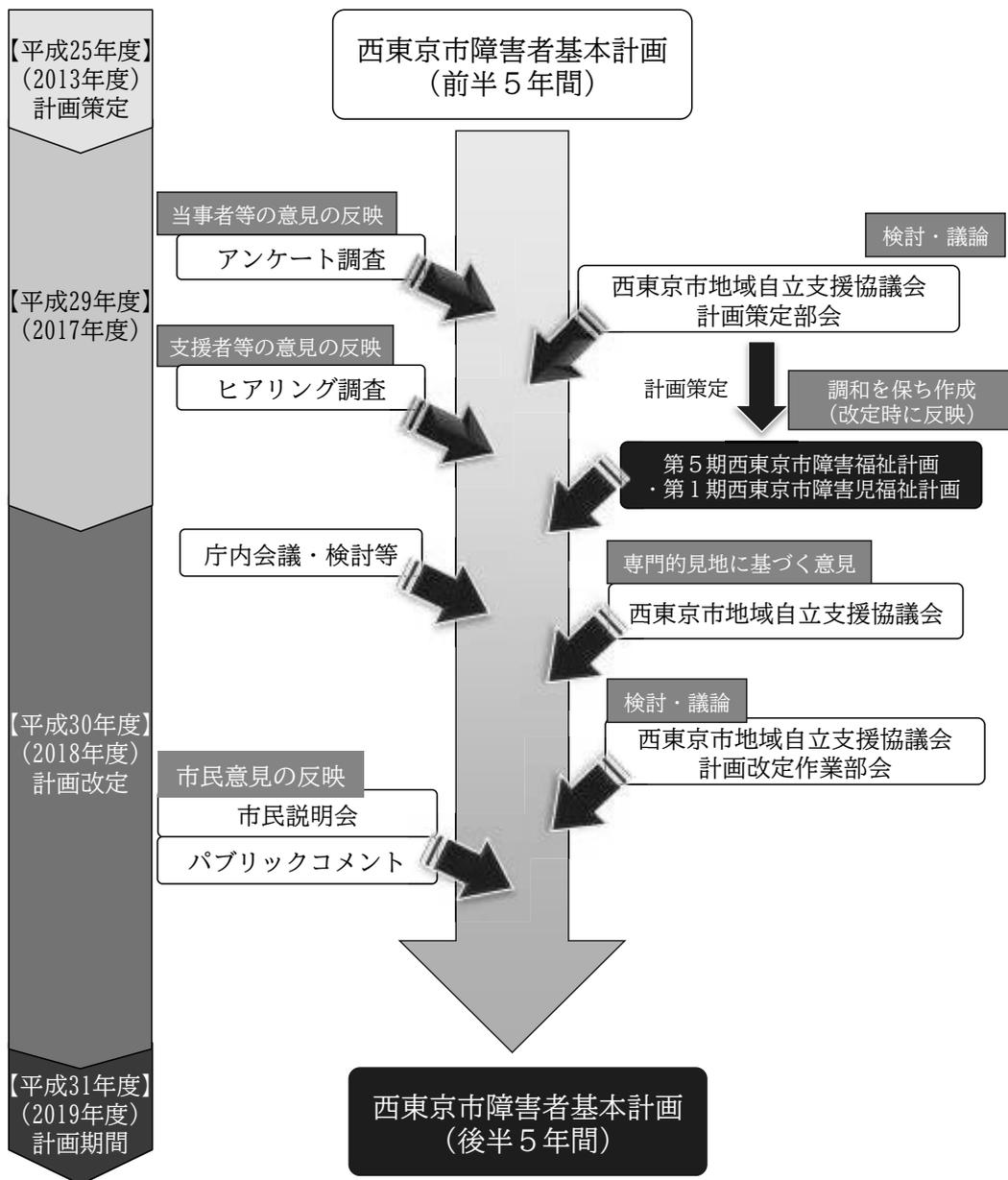


4 計画改定の流れ

計画の改定にあたっては、「西東京市地域自立支援協議会^(※) 計画改定作業部会」及び庁内会議等で検討を進めるとともに、「西東京市地域自立支援協議会」から専門的見地に基づくご意見をいただきました。

また、平成29年度から平成30年度にかけ、障害者（当事者）等へのアンケート調査（質問紙による調査）、障害者団体等へのヒアリング調査（聴き取りによる調査）、パブリックコメント等を実施し、当事者や支援者等を含む市民の意見を聴取し、計画に反映しました。

◆ 計画改定の流れ・検討経過 ◆



5 障害者（児）の福祉に関する制度・動向

近年の障害者（児）の福祉をめぐる主な制度等の変遷は次のとおりです。

● 「難病の患者に対する医療等に関する法律」の成立・施行●

従前、難病対策として、国が治療費を助成し、56の難病「特定疾患」に関し治療法の研究を進めることを目的とした「特定疾患治療研究事業」を行っていたが、更なる難病対策の充実のため、難病の患者に対する医療費助成を法定化し、その費用に消費税の収入を充てることができるようにするなど、公平かつ安定的な制度を確立する。

助成対象の難病「指定難病」の種類を大幅に拡大するとともに、「重症度」が一定以上である人を助成対象とする（ただし、「特定疾患」から「指定難病」への移行に伴う経過措置として、旧・特定疾患治療研究事業から継続して医療費助成を受けている人は、「重症度」が一定未滿と判断されても、平成29年12月31日までは継続して医療費助成を受けることができる）。

このほか、基本方針の策定、調査及び研究の推進、療養生活環境整備事業の実施等の措置を講ずる。（平成27年1月施行）

● 「障害者差別解消法」の成立・施行 ●

「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として成立した。

障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止や、合理的配慮（障害者が日常生活や社会生活において受ける制限をもたらす原因となる社会的障壁^(※)を取り除くため、個々の障害者に対して、社会的障壁の除去を必要とする旨の意思の表明があった場合において、個別の状況に応じて講じられるべき措置）に関する環境整備の努力義務等が規定された。

（一部の附則を除き平成28年4月施行）

● 「障害者雇用促進法」の一部改正 ●

障害者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置を講ずることを事業主に義務づけるなど、雇用の分野で障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となる。（平成28年4月施行）

また、精神障害者を法定雇用率^(※)の算定基礎に加える。（平成30年4月施行）

● 「発達障害^(※)者支援法」の一部改正 ●

発達障害者が日常生活を送る上での社会的障壁を取り除くため、発達障害がある子どもが他の子どもと一緒に教育を受けられるように配慮することや、国や都道府県が就労機会の確保、職場への定着の支援を行うこと、都道府県や政令指定都市に関係機関による協議会を設置すること等が規定された。

(平成 28 年 8 月施行)

● 「障害者総合支援法及び児童福祉法」の一部改正 ●

障害者が自らの望む地域生活を営むことができるよう、生活と就労に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しを行うとともに、障害児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図る。障害児支援については、サービスの提供体制を計画的に確保するため、都道府県及び市町村に障害児福祉計画の策定を義務づける。

(平成 30 年 4 月施行)

● 「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」の施行 ●

障害者差別解消法において、合理的配慮の提供は、民間事業者においては努力するよう求められている（努力義務）が、都条例においては差別解消の取組を一層進めるため、しなければならない「義務」として定める。

紛争解決の仕組みの整備として、新たに「調整委員会」を設置し、障害者差別に係る事案で、相談支援を行っても解決しない時に、あっせん・勧告・公表を行うこととする。

障害者や関係者からだけでなく、民間事業者からの相談にも応じる広域支援相談員を設置し、障害者差別に関する相談を専門に受け付ける。

(平成 30 年 10 月施行)



6 各種政策等の動向

(1) 西東京市「健康」応援都市の実現

平成28年3月、西東京市では「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国の長期ビジョンや総合戦略を勘案し、西東京市の実情に応じた5か年の施策の方向を示す「西東京市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

この中で、基軸戦略として「『健康』応援都市の実現」を掲げています。これは、保健医療・社会経済・居住環境などの様々な分野においても、市民の健康、まち全体の健康を推進するものです。市民一人ひとりのこころやからだの健康だけでなく、社会や経済、居住や教育といった生活環境も含めた、まち全体の「健康」を達成するための、「健康」応援都市の実現を目指していきます。

(2) 国「第4次障害者基本計画」の策定

国の「第4次障害者基本計画」では、「基本理念」、「施策の基本的方向」として、以下の考え方が示されています。

◆国「第4次障害者基本計画」の「基本理念」、「施策の基本的方向」◆

基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の活動を制限し、社会参加を制約している社会的な障壁を除去する。
施策の基本的方向	<ol style="list-style-type: none"> 1. 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会も契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ（施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさ）向上の視点を取り入れていく ➤ アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入 2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援 3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進 <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進 4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標の充実

(3) 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の策定

東京都の「東京都障害者・障害児施策推進計画」では、「障害のある人もない人も、社会の一員として、お互いに尊重し、支え合いながら、地域の中で共に生活する社会」を目指す社会として掲げており、以下の「基本理念」、「施策目標」が示されています。

◆ 東京都「東京都障害者・障害児施策推進計画」の「基本理念」「施策目標」 ◆

<p>基本理念</p>	<p>I. 全ての都民が共に暮らす共生社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害があっても、適切な支援があれば街なかで育ち、学び、働き、楽しみ、暮らすことができることを都民が理解し、障害のある人となない人が学校、職場、地域の中で共に交流し、支え合う共生社会の実現を目指します。 <p>II. 障害者が地域で安心して暮らせる社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害の種別に関わらず、また、どんなに障害が重くても、必要とするサービスを利用しながら、障害者本人が希望する地域で安心して暮らせる社会の実現を目指します。 <p>III. 障害者がいきいきと働ける社会の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 障害者が地域において自立して生活し、その生活の質の向上を図れるよう、働く機会を拡大するとともに適切な支援を提供することにより、障害者が能力や適性に応じて、仕事に就き、働き続けられる社会の実現を目指します。
<p>施策目標</p>	<p>I. 共生社会実現に向けた取組の推進</p> <p>II. 地域における自立生活を支える仕組みづくり</p> <p>III. 社会で生きる力を高める支援の充実</p> <p>IV. いきいきと働ける社会の実現</p> <p>V. サービスを担う人材の養成・確保</p>

(4) 国「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現

現状の公的福祉サービスは、「高齢者」「障害者」「子ども」といった対象者ごとに提供・運用されている状況にあり、サービスのニーズの多様化や複雑化への対応や、サービスに関する人材確保等が今後、大きな課題となることが想定されます。

これらの課題に対応していくため、国では平成 28 年に「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、これまでの「支え手側」と「受け手側」に分かれた考え方を転換し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合い、公的な福祉サービスと協働して助け合っていく「地域共生社会」を目指す姿として示しています。

「地域共生社会」の実現のためには、「他人事」になりがちな地域づくりを、地域住民に「我が事」として主体的に取り組んでいただく仕組みづくりや、公的な福祉サービスへ

のつなぎ等、「丸ごと」の総合相談支援体制の整備等が必要です。本計画においても、こうした考え方を踏まえて計画の改定を行います。

(5) 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国が平成29年2月にとりまとめた、「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」では、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された「地域包括ケアシステム」の構築を目指すことが挙げられています。また、国は、措置入院患者等に対する退院後の医療等の支援を継続的に行う仕組みの整備を進めています。

西東京市では、精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関し、「第5期西東京市障害福祉計画・第1期西東京市障害児福祉計画」において、以下の成果目標を設定しています。

◆ 精神障害者にも対応した地域包括ケアシステムの構築に関する成果目標 ◆

保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	✓ 保健、医療（病院、診療所、訪問看護ステーション等において精神科医療に携わる関係者）、福祉関係者による協議の場の設置を、近隣自治体との連携・調整も含め、検討します。
在院期間1年以上の長期在院者の減少	✓ 平成29年度の入院患者数から45人の減少

(6) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催

本計画の計画期間中には、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されます。障害の有無に関わらず、世界中からあらゆる人が集う大会は、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会となりえます。

国の「第4次障害者基本計画」では、大会開催を通じて、横断的な視点である「社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上」（社会的障壁の除去）に向けた各種の取組をより強力に推進していくとしています。更に、関連する具体的施策として、「公共交通機関のバリアフリー化を始めとする移動しやすい環境の整備」や、障害者に配慮したまちづくり等の取組を幅広く推進していくこととしています。

東京都では、オリンピック・パラリンピック教育に関連する事業として、「障害者スポーツの体験」や「特別支援学校^(※)の児童・生徒と公立小・中・高校生との交流」といった取組が展開されます。

西東京市においても、これらの国や都による取組とも連携の上、大会を契機とし、障害や障害者に対する理解の推進や障害者スポーツの振興等を図っていきます。